

民事訴訟法の改正に関する要綱案

(前注) この要綱案において「第...条」とあるのは、民事訴訟法の規定を示す。

第1 証人尋問

1 付添い(新設)

- (1) 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができるものとする。
- (2) (1)により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならないものとする。
- (3) 当事者が、(1)による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をするものとする。

2 遮へいの措置(新設)

- (1) 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係(証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。)その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前(後記3及び第204条の方法による場合を含む。)において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。

(2) 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。

(3) 当事者が、(1)及び(2)による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をするものとする。

3 ビデオリンク方式による尋問（新設）

裁判所は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係（証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。）その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができるものとする。

第2 当事者尋問（第210条及び第211条関係）

当事者本人尋問及び法定代理人尋問についても、第1と同様とするものとする。

第3 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。